

令和5年11月22日提出

令和5年12月市議会定例会 議案参考資料

木更津市

令和5年12月市議会定例会議案参考資料目録

議案番号	件名	頁
議案第92号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1
議案第93号	人権擁護委員候補者の履歴事項	2
議案第94号	職員の給与に関する条例の新旧対照表 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表	3
議案第95号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	14
議案第96号	木更津市国民健康保険税条例の新旧対照表	15
議案第97号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	19
議案第98号	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の新旧対照表	21
議案第99号 から 議案第103号 まで	指定管理者の指定に係る債務負担行為補正	23
議案第99号	木更津市自転車駐車場の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市自転車駐車場指定管理者候補者選定評価結果表	24
議案第100号	木更津市老人福祉センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市老人福祉センター指定管理者候補者選定評価結果表	26
議案第101号	木更津市霊園の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市霊園指定管理者候補者選定評価結果表	29

議案第102号	小櫃堰公園の指定管理者に指定しようとする団体の概要 小櫃堰公園指定管理者候補者選定評価結果表	31
議案第103号	木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市立少年自然の家キャンプ場指定管理者候補者選定評価結果表	33
議案第104号	入札結果調書	35
議案第105号	入札結果調書	36
議案第106号	廃止する市道路線の位置図	37
議案第107号	認定する市道路線の位置図	39

議案第92号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 堀 切 由美子

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

議案第93号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 宮 川 絵理子

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

新旧対照表

○議案第94号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>（期末手当） 第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当） 第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条第1項）</p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>（期末手当） 第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当） 第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条第1項）</p>

行政職給料表

(単位：円)

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700

行政職給料表

(単位：円)

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300

29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		

29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		

63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			

63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			

<u>95</u>	<u>296,200</u>	<u>344,100</u>
<u>96</u>	<u>296,600</u>	<u>344,500</u>
<u>97</u>	<u>296,800</u>	<u>344,700</u>
<u>98</u>	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>
<u>99</u>	<u>297,500</u>	<u>345,500</u>
<u>100</u>	<u>297,900</u>	<u>345,800</u>
<u>101</u>	<u>298,100</u>	<u>346,100</u>
<u>102</u>	<u>298,400</u>	<u>346,500</u>
<u>103</u>	<u>298,800</u>	<u>346,900</u>
<u>104</u>	<u>299,100</u>	<u>347,300</u>
<u>105</u>	<u>299,300</u>	<u>347,800</u>
<u>106</u>	<u>299,600</u>	<u>348,200</u>
<u>107</u>	<u>300,000</u>	<u>348,600</u>
<u>108</u>	<u>300,300</u>	<u>349,000</u>
<u>109</u>	<u>300,500</u>	<u>349,500</u>
<u>110</u>	<u>300,900</u>	<u>349,900</u>
<u>111</u>	<u>301,300</u>	<u>350,200</u>
<u>112</u>	<u>301,600</u>	<u>350,500</u>
<u>113</u>	<u>301,800</u>	<u>351,000</u>
<u>114</u>	<u>302,000</u>	
<u>115</u>	<u>302,300</u>	
<u>116</u>	<u>302,700</u>	
<u>117</u>	<u>302,900</u>	
<u>118</u>	<u>303,100</u>	
<u>119</u>	<u>303,400</u>	
<u>120</u>	<u>303,700</u>	
<u>121</u>	<u>304,100</u>	
<u>122</u>	<u>304,300</u>	
<u>123</u>	<u>304,600</u>	
<u>124</u>	<u>304,900</u>	
<u>125</u>	<u>305,200</u>	

<u>95</u>	<u>295,200</u>	<u>343,100</u>
<u>96</u>	<u>295,600</u>	<u>343,500</u>
<u>97</u>	<u>295,800</u>	<u>343,700</u>
<u>98</u>	<u>296,100</u>	<u>344,100</u>
<u>99</u>	<u>296,500</u>	<u>344,500</u>
<u>100</u>	<u>296,900</u>	<u>344,800</u>
<u>101</u>	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>
<u>102</u>	<u>297,400</u>	<u>345,500</u>
<u>103</u>	<u>297,800</u>	<u>345,900</u>
<u>104</u>	<u>298,100</u>	<u>346,300</u>
<u>105</u>	<u>298,300</u>	<u>346,800</u>
<u>106</u>	<u>298,600</u>	<u>347,200</u>
<u>107</u>	<u>299,000</u>	<u>347,600</u>
<u>108</u>	<u>299,300</u>	<u>348,000</u>
<u>109</u>	<u>299,500</u>	<u>348,500</u>
<u>110</u>	<u>299,900</u>	<u>348,900</u>
<u>111</u>	<u>300,300</u>	<u>349,200</u>
<u>112</u>	<u>300,600</u>	<u>349,500</u>
<u>113</u>	<u>300,800</u>	<u>350,000</u>
<u>114</u>	<u>301,000</u>	
<u>115</u>	<u>301,300</u>	
<u>116</u>	<u>301,700</u>	
<u>117</u>	<u>301,900</u>	
<u>118</u>	<u>302,100</u>	
<u>119</u>	<u>302,400</u>	
<u>120</u>	<u>302,700</u>	
<u>121</u>	<u>303,100</u>	
<u>122</u>	<u>303,300</u>	
<u>123</u>	<u>303,600</u>	
<u>124</u>	<u>303,900</u>	
<u>125</u>	<u>304,200</u>	

任期付職員	170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200	任期付職員	158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

新旧対照表

○議案第94号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>（期末手当） 第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当） 第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>（期末手当） 第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当） 第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

新旧対照表

○議案第94号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第94号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第94号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第5条関係）

新	旧																																
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">380,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">427,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">477,000</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">539,000</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">615,000</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">718,000</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">839,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 略 (職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	号給	給料月額（円）	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">376,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">422,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">472,000</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">533,000</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">608,000</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">710,000</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">830,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 略 (職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	号給	給料月額（円）	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額（円）																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	376,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																

新旧対照表

○議案第94号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第6条関係）

新	旧
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

新旧対照表

○議案第95号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新		旧	
特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号		特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号	
別表第3（第2条第1項・第4条第3項） (単位：円)		別表第3（第2条第1項・第4条第3項） (単位：円)	
職名	種別	報酬額	
略			
埋火葬許可事務嘱託員	日	埋火葬許可申請書1件につき	100
略			
職名	種別	報酬額	
略			
埋火葬許可事務嘱託員	日	埋火葬許可申請書1件につき	100
証明交付事務嘱託員	日	証明書等交付申請書1件につき	100
略			

新旧対照表

○議案第96号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第3条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、<u>3月前</u>）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額</u></p> <p>ア <u>第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯</u></p> <p> <u>(ア) 単胎妊娠の場合 2,000円</u></p> <p> <u>(イ) 多胎妊娠の場合 3,000円</u></p> <p>イ <u>第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯</u></p>	<p>木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>

- (ア) 単胎妊娠の場合 3,334円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 5,000円
 - ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 5,334円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 8,000円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 6,667円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 10,000円
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 1,000円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 1,500円
 - イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 1,667円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 2,500円
 - ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 2,667円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 4,000円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
 - (ア) 単胎妊娠の場合 3,334円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 5,000円
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等

割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号エに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,000円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,500円

イ 第1項第2号エに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,500円

ウ 第1項第3号エに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,334円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,000円

(特例対象被保険者等に係る申告)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

第24条の2 略

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない

。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えないなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行

うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

新旧対照表

○議案第97号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号</p>	<p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p>	<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p>
<p>(3)・(4) 略</p>	<p>(3)・(4) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(特別利用保育の基準)</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p>
<p>第35条 略</p>	<p>第35条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4</p>	<p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第</p>

項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

新旧対照表

○議案第98号 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧					
<p>木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年3月22日 条例第8号</p>	<p>木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年3月22日 条例第8号</p>					
<p>(観覧)</p> <p>第6条 本館の展示物を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）の観覧料は、無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の展示をした場合においては、市長は1日につき1,000円以内で観覧料を定め、観覧者からこれを徴収することができる。</p> <p>2・3 略 (複写)</p> <p>第8条 博物館資料の複写物の提供を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、別表第1に定める区分に応じ、同表に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略 (施設の使用)</p> <p>第10条 旧安西家住宅を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、別表第2に定める種別及び使用区分に応じ、同表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受け、別表第2に定める種別及び使用区分に応じた使用料を納付しなければならない。この場合において、既に納付した使用料の額が変更後の使用料の額に満たないときは、その差額を納付させ、又は既に納付した使用料の額を超えるときはその差額を還付しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(観覧)</p> <p>第6条 本館の展示物を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に規定する観覧料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略 (複写)</p> <p>第8条 博物館資料の複写物の提供を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、別表第2に定める区分に応じ、同表に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略 (施設の使用)</p> <p>第10条 旧安西家住宅を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、別表第3に定める種別及び使用区分に応じ、同表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受け、別表第3に定める種別及び使用区分に応じた使用料を納付しなければならない。この場合において、既に納付した使用料の額が変更後の使用料の額に満たないときは、その差額を納付させ、又は既に納付した使用料の額を超えるときはその差額を還付しなければならない。</p> <p>3～5 略 別表第1（第6条第1項）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">区分</td> <td style="width: 15%;">一般</td> <td style="width: 15%;">大・高校生</td> <td style="width: 15%;">中学生以下</td> <td style="width: 35%;">高齢者（ 65歳以上 ）</td> </tr> </table>	区分	一般	大・高校生	中学生以下	高齢者（ 65歳以上 ）
区分	一般	大・高校生	中学生以下	高齢者（ 65歳以上 ）		

常設展 1 日券 (個人)	200円	無料	無料	無料
常設展 1 日券 (20人以上の団体)	160円	無料	無料	無料
年間観覧券 (支払った日から1年)	1,020円			
特別展 1 日券	1,020円以内で教育委員会がその都度決定する。			

備考

年間観覧料を支払った者は、当該観覧料を支払った日から1年間、年間観覧券を提示することにより、常設展を観覧することができる。

別表第1 (第8条第1項)

略

別表第2 (第10条第1項)

略

備考 略

別表第2 (第8条第1項)

略

別表第3 (第10条第1項)

略

備考 略

指定管理者の指定に係る債務負担行為補正

(単位：千円)

議案番号	事 項	期 間	限 度 額
99	自転車駐車場指定管理料	令和5年度から 令和7年度まで	35,781
100	老人福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和8年度まで	101,491
101	霊園指定管理料	令和5年度から 令和8年度まで	107,250
102	小櫃堰公園指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	108,000
103	キャンプ場指定管理料	令和5年度から 令和8年度まで	16,033

※令和5年12月市議会定例会 議案第87号 令和5年度木更津市一般会計補正予算(第6号)から抜粋

議案第99号 (木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について)

木更津市自転車駐車場の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	東京都中央区八丁堀三丁目14番4号
名 称	友輪株式会社
代表者名	代表取締役 桐山 信一
設 立	平成2年6月20日
資 本 金	11,000,000円
従業員数	役員4名 従業員701名
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 自転車駐車場の維持管理及び料金の収納の受託2 地方公共団体等が行う放置自転車の撤去、移送、保管及び処分にかかる事業の受託3 自転車駐車場管理要員の研修並びに研修用図書の作成及び販売4 地域の自転車利用にかかる実態調査の受託並びに自転車駐車施設の整備及び改良に係る企画業務の受託5 自転車、自動車駐車場の設置及び管理運営6 自転車、自動車駐車場の設備機器等の販売及び仲介並びに斡旋等7 自転車付属品の製造及び輸入並びに販売8 人材派遣業務9 警備業法に基づく警備業10 自動車駐車場の維持管理及び料金の収納の受託11 不動産の売買、賃貸、管理12 農産物の生産及び販売13 再生可能エネルギーの販売等14 前各号に附帯する一切の業務

木更津市自転車駐車場指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配点	友輪株式会社	A社
			合計	合計
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	40点(5点×8人)	30	29
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	40点(5点×8人)	28	28
	小計	80点(10点×8人)	58	57
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	40点(5点×8人)	27	26
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	40点(5点×8人)	29	27
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	32点(4点×8人)	22	18
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	32点(4点×8人)	23	16
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	32点(4点×8人)	18	18
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	32点(4点×8人)	21	19
	(7) 事業計画の実現可能性について	32点(4点×8人)	20	19
	(8) 指定管理料の相対的評価について	160点(20点×8人)	160	152
	小計	400点(50点×8人)	320	295
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	40点(5点×8人)	31	29
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	40点(5点×8人)	32	30
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	40点(5点×8人)	27	29
	(4) 団体の安定性、継続性について	40点(5点×8人)	29	32
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	40点(5点×8人)	28	28
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	40点(5点×8人)	30	30
	(7) 収支計画の実現可能性について	40点(5点×8人)	29	30
小計	280点(35点×8人)	206	208	
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	40点(5点×8人)	29	27
	小計	40点(5点×8人)	29	27
合計点数		800点(100点×8人)	613	587
市内事業者加点			30	29
総合計点数		(合計点数+加点) 8人	643	616

採点基準【e】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 (56点×8人) 448点

木更津市老人福祉センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	木更津市潮見二丁目9番地
名 称	社会福祉法人木更津市社会福祉協議会
代表者名	会長 滝口 君江
設 立	昭和43年4月9日
資産の総額	116,818,857円
職 員 数	理事12名 監事2名 職員56名
目 的	木更津市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none">1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡6 共同募金事業への協力7 福祉サービス利用援助事業8 成年後見制度に関する事業9 老人居宅介護等事業の経営10 障害福祉サービス事業の経営11 子育て援助活動支援事業の経営12 木更津市老人福祉センターの受託経営13 木更津市身体障害者福祉センターの受託経営14 生活福祉資金貸付事業15 善意銀行貸付事業

- 1 6 心配ごと相談事業
- 1 7 学習支援事業
- 1 8 生活支援体制整備事業
- 1 9 コミュニティソーシャルワーカー事業
- 2 0 被保護者就労支援事業
- 2 1 生活困窮者就労準備支援事業
- 2 2 その他この法人の目的達成のため必要な事業
- 2 3 木更津市民総合福祉会館の受託経営
- 2 4 居宅生活支援事業

議案第100号 木更津老人福祉センター指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	8人	0人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について (8) 指定管理料の相対的評価について (9) 防災、災害発生時の取組みについて	8人	0人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	8人	0人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について (2) 木更津市の高齢者福祉への寄与について (3) 事業者の所在地について	8人	0人
総合評価		8人	0人

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第101号 (木更津市霊園の指定管理者の指定について)

木更津市霊園の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	木更津市東太田四丁目18番8号
名 称	木更津造園建設業協同組合
代表者名	代表理事 山田 孝雄
設 立	平成6年5月11日
払込済出資総額	4,800,000円
組合員数	役員5名 組合員11者
事業内容	1 組合員の行う造園工事の共同受注 2 組合員の取り扱う造園工事事用資材の共同購買 3 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 4 組合員の福利厚生に関する事業 5 前各号の事業に附帯する事業

議案第101号 木更津市霊園指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	8人	0人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	8人	0人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	8人	0人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について	8人	0人
総合評価		8人	0人

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第102号 (小櫃堰公園の指定管理者の指定について)

小櫃堰公園の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	神奈川県横浜市青葉区荏田町489番地1
名 称	東急グリーンシステム株式会社
代表者名	代表取締役 田中 徹夫
設 立	昭和30年3月10日
資 本 金	80,000,000円
従業員数	役員9名 従業員190名
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 環境整備に伴う造園・土木・建築の企画・設計・監理ならびに施工2 ゴルフ場の企画・設計・監理・施工ならびにコンサルティング業務3 公園緑地およびゴルフ場の管理業務4 植生・土壌・水質・景観等の環境調査5 苗圃、果樹園、造林の経営6 一般廃棄物処理業7 不動産の売買および賃貸業8 飲食店の経営および軽飲食物の販売9 造園資材および園芸エクステリア用品の販売ならびにリース業務10 インテリア用品の販売11 食料品、衣料品、日用品雑貨の販売および化粧品、酒類、医薬品、医薬部外品の製造販売、書籍の企画、製作ならびに販売12 ゴルフ用機器および資材の販売ならびにリース業務13 農薬、肥料、土壌改良剤等の販売14 前各号に付帯する一切の業務

小櫃堰公園指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	東急グリーンシステム株式会社	A	B
			合計	合計	合計
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	64点(8 点× 8 人)	46	42	36
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	64点(8 点× 8 人)	42	40	36
	小 計	128点(16 点× 8 人)	88	82	72
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	32点(4 点× 8 人)	22	21	19
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	32点(4 点× 8 人)	26	23	17
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	32点(4 点× 8 人)	25	21	15
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	32点(4 点× 8 人)	29	23	13
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	32点(4 点× 8 人)	20	20	17
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	32点(4 点× 8 人)	20	23	20
	(7) 事業計画の実現可能性について	32点(4 点× 8 人)	21	19	19
	(8) 指定管理料の相対的評価について	160点(20 点× 8 人)	160	120	144
	小 計	384点(48 点× 8 人)	323	270	264
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	32点(4 点× 8 人)	24	23	20
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	32点(4 点× 8 人)	23	25	17
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	32点(4 点× 8 人)	21	23	19
	(4) 団体の安定性、継続性について	32点(4 点× 8 人)	23	23	21
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	32点(4 点× 8 人)	20	20	20
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	32点(4 点× 8 人)	20	20	18
	(7) 収支計画の実現可能性について	32点(4 点× 8 人)	19	20	18
	小 計	224点(28 点× 8 人)	150	154	133
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	64点(8 点× 8 人)	40	36	32
	小 計	64点(8 点× 8 人)	40	36	32
合 計 点 数		800点(100 点× 8 人)	601	542	501
市内事業者加算			0	16	25
総 合 計 点 数		(合計点数+加算) 8 人	601	558	526

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 (50 点× 8 人)
400 点

議案第103号 (木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定について)

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者に指定しようとする団体の
概要

所 在 木更津市真里谷5150番地
名 称 一般社団法人城山会
代 表 者 名 代表理事 佐久間 政昭
設 立 平成24年4月17日
会 員 数 役員5名 社員12名
目 的 キャンプ場の管理運営を行い、もって青少年の健全な育成及び市民相互の交流を
図ることを目的とする。
事 業 内 容 1 キャンプ場施設の管理運営事業
2 前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

議案第103号 木更津市立少年自然の家キャンプ場指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	8人	0人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	8人	0人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	8人	0人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について	8人	0人
総合評価		8人	0人

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第104号 入札結果調書

議案番号	議案第104号	
工事名	旧中央公民館解体工事	
開札年月日	令和5年9月5日	
入札業者 及び 入札額 ○印は落札者	1	(株)小松土建 辞退
	2	丸徳興業(株) 失格
	3	(株)海成 167,800,000円
	4	○ (株)キミツ鐵構建設 153,000,000円
	5	大葉開発(株) 失格
	6	(株)ハマダ 失格
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
入札回数	1回	2回
最低入札額	153,000千円	—
最高入札額	167,800千円	—
落札率	83.8パーセント	
工期限	令和6年8月30日限り	

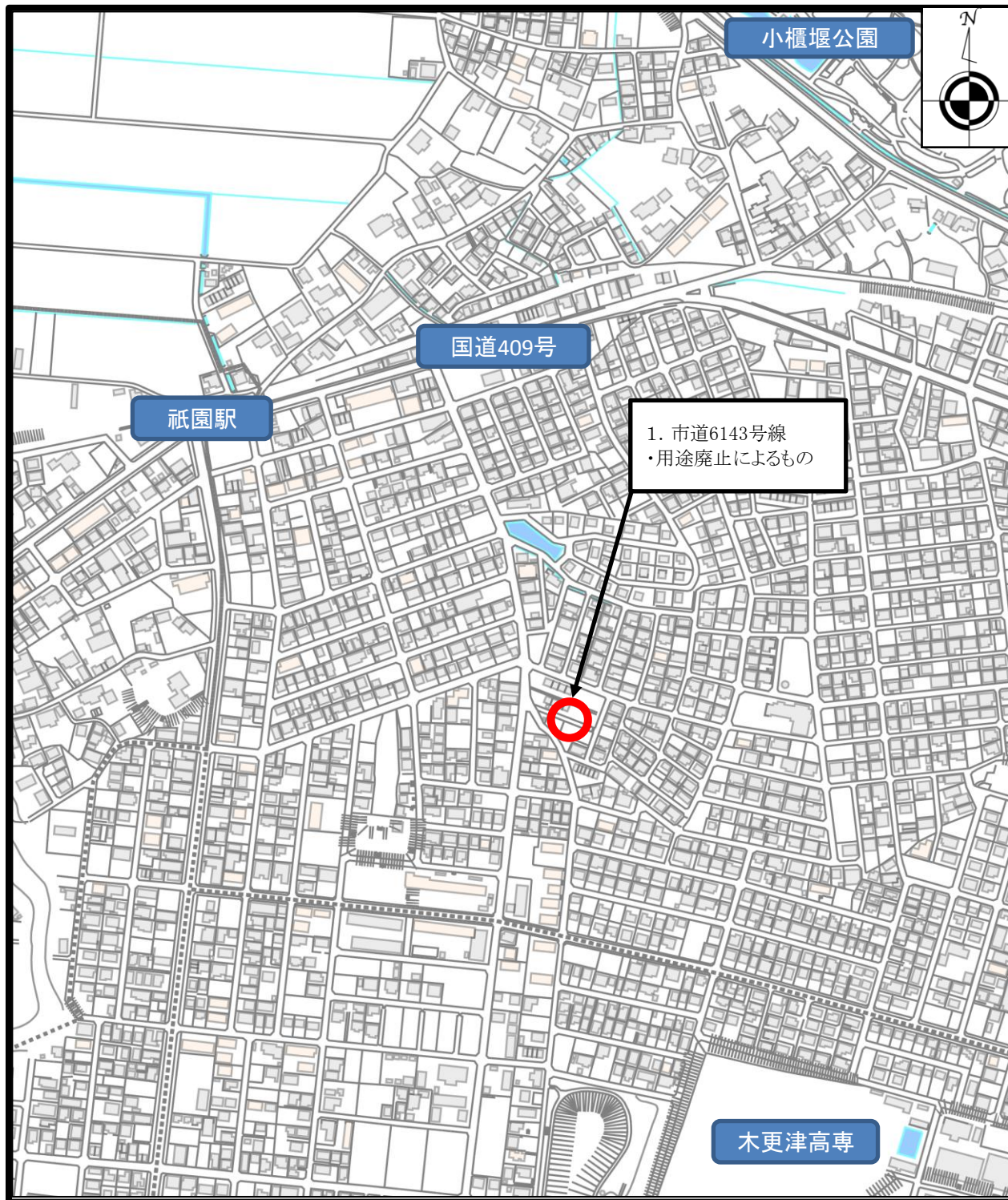
*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

議案第105号 入札結果調書

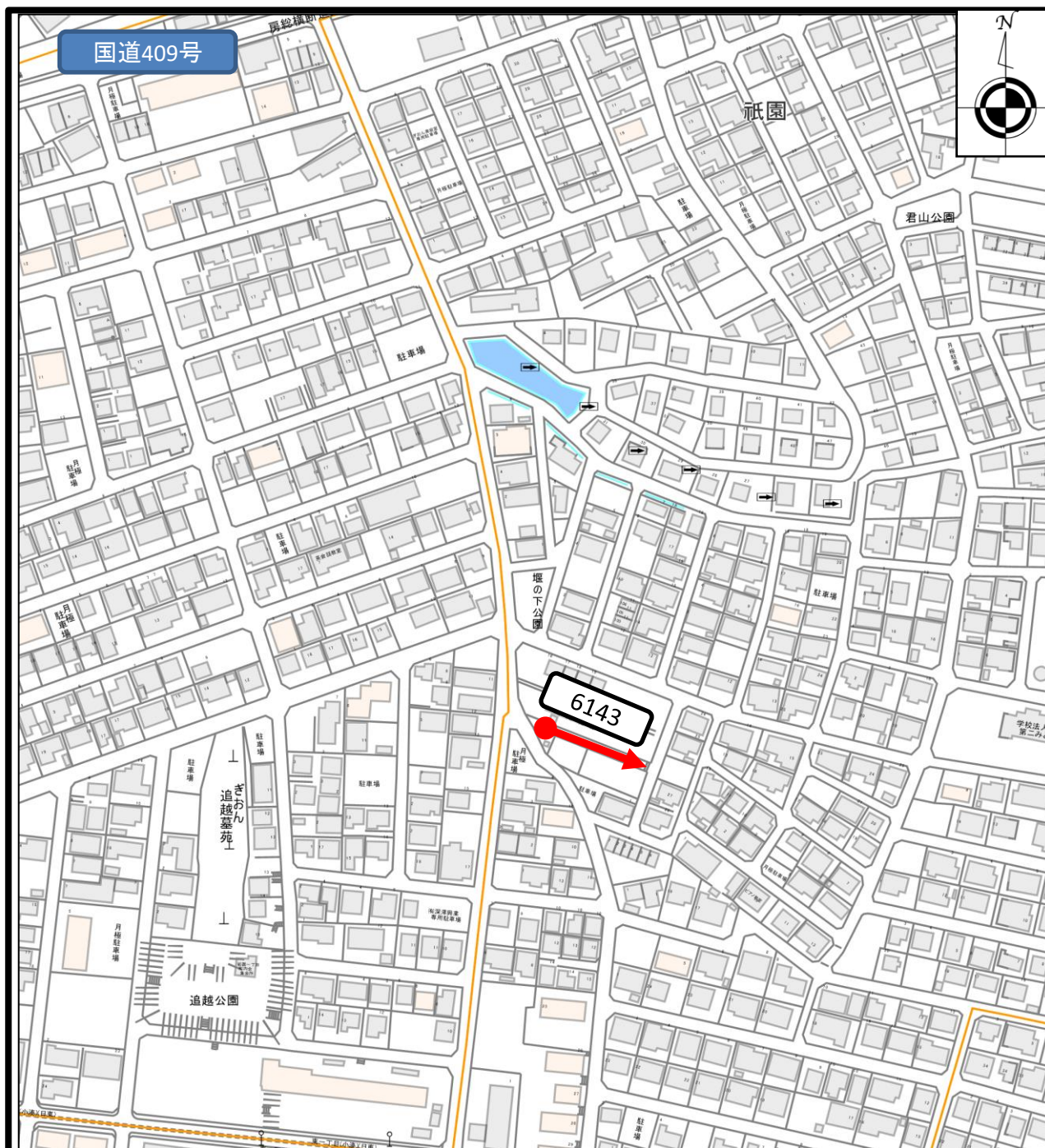
議案番号	議案第105号	
工事名	波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）	
開札年月日	令和5年9月14日	
入札業者 及び 入札額 ○印は落札者	1	(株)千葉エンジニア 辞退
	2	(株)ヤオキ 535,450,000円
	3	○ 日建(株) 468,780,000円
	4	(株)キミツ鐵構建設 488,000,000円
	5	(株)佐々木工務店 480,000,000円
	6	齊藤建設(有) 493,020,000円
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
入札回数	1回	2回
最低入札額	468,780千円	—
最高入札額	535,450千円	—
落札率	87.4パーセント	
工期限	令和8年2月27日限り	

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

廃止する市道路線の位置図



1. 市道6143号線

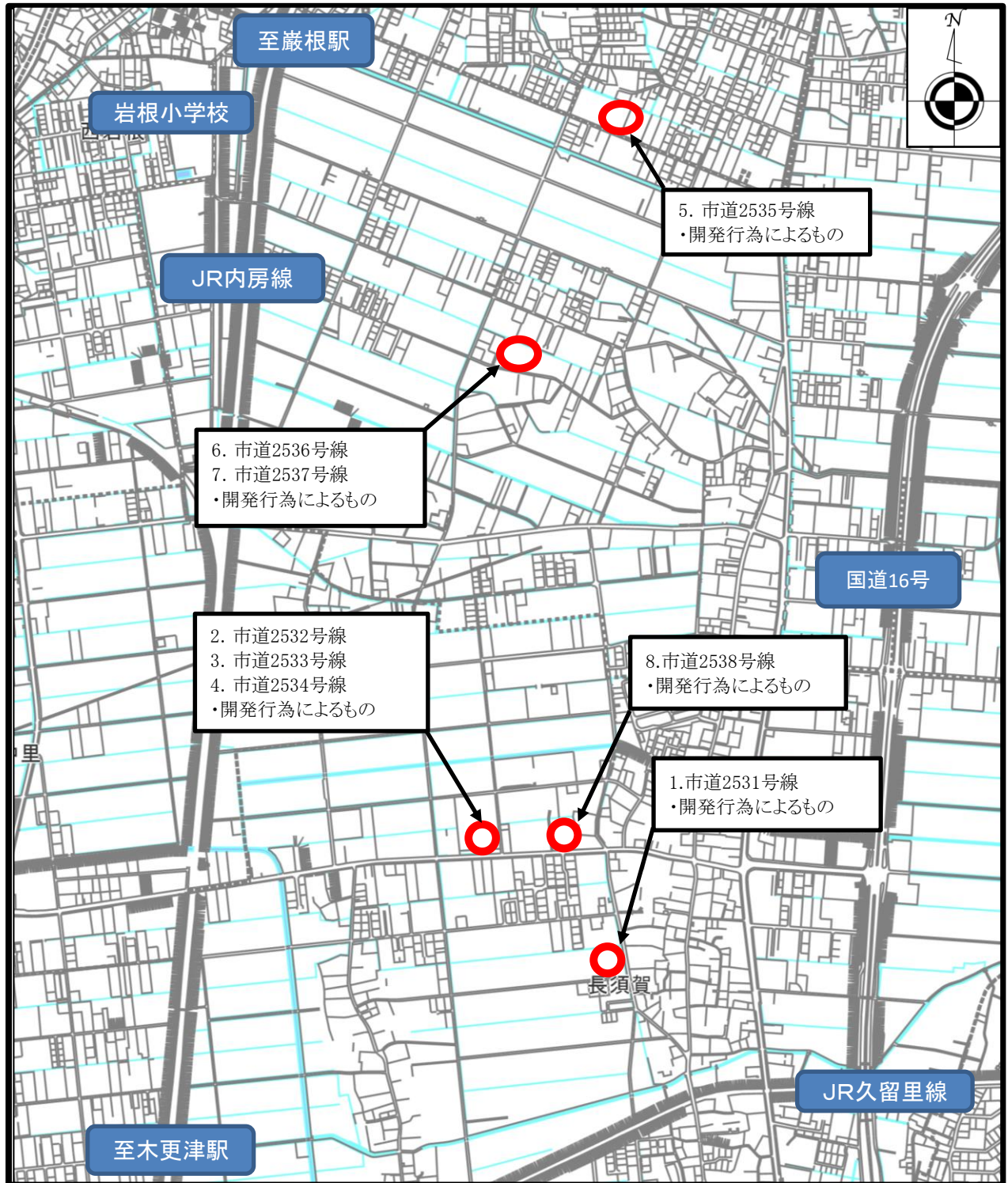


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	6143	56.5	3.8	4.2

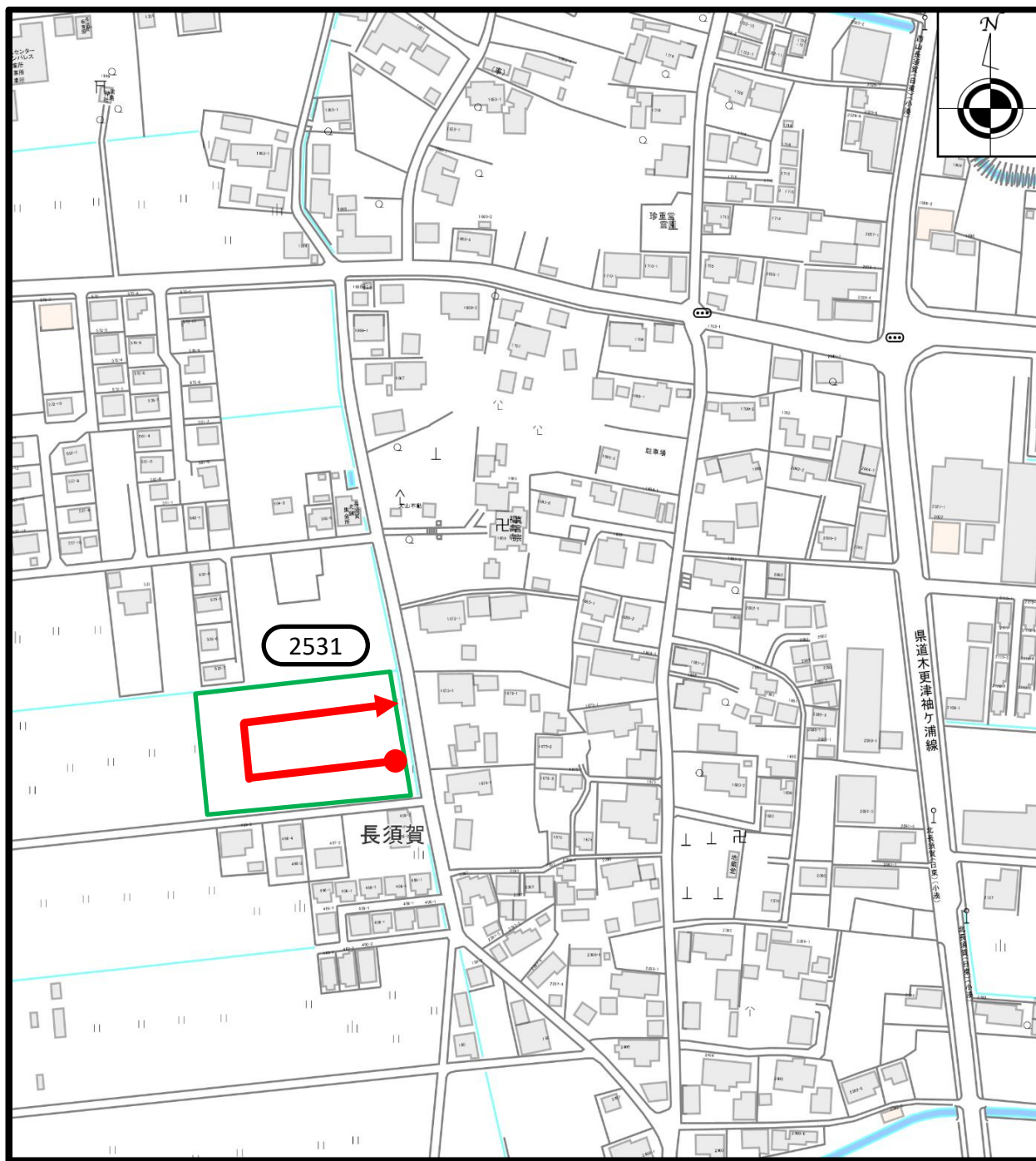
(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点

認定する市道路線の位置図



1. 市道2531号線

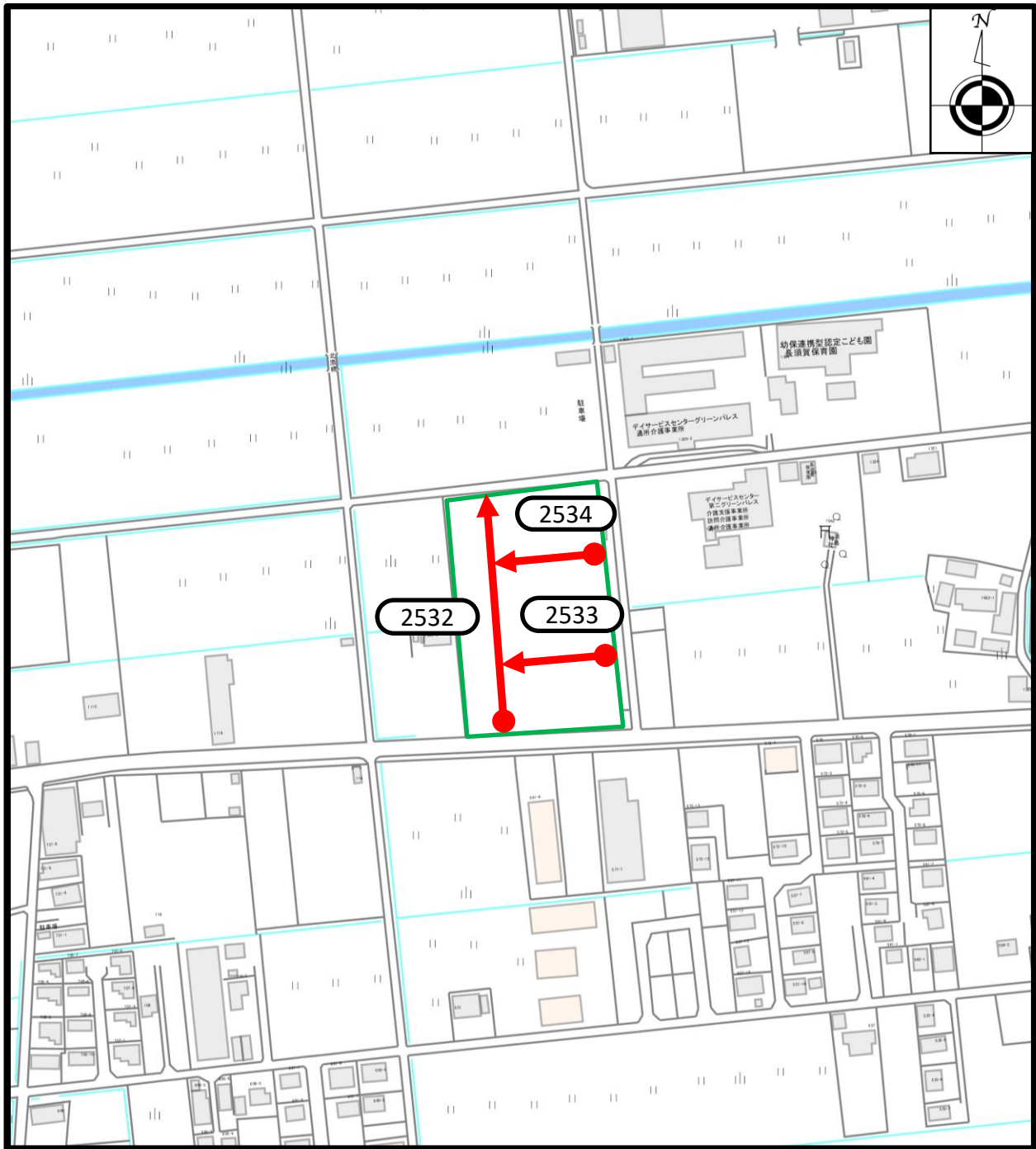


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	2531	174.9	6.0	10.3

(単位：メートル)

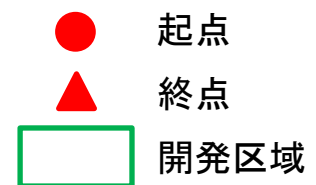
- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

2～4. 市道2532号線～市道2534号線

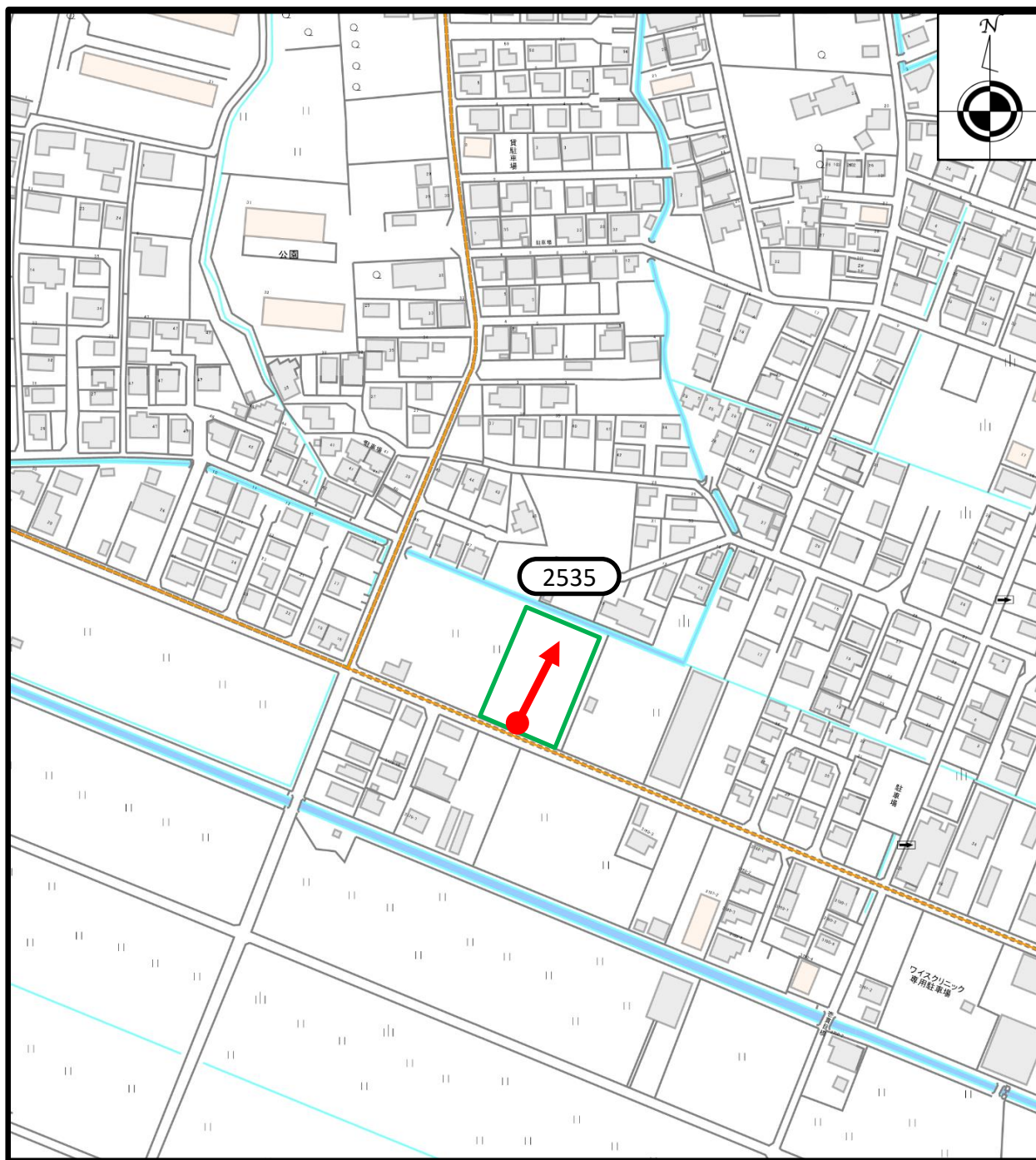


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	2532	105.7	6.0	10.3
3	2533	48.7	6.0	10.2
4	2534	48.7	6.0	10.2

(単位：メートル)



5. 市道2535号線

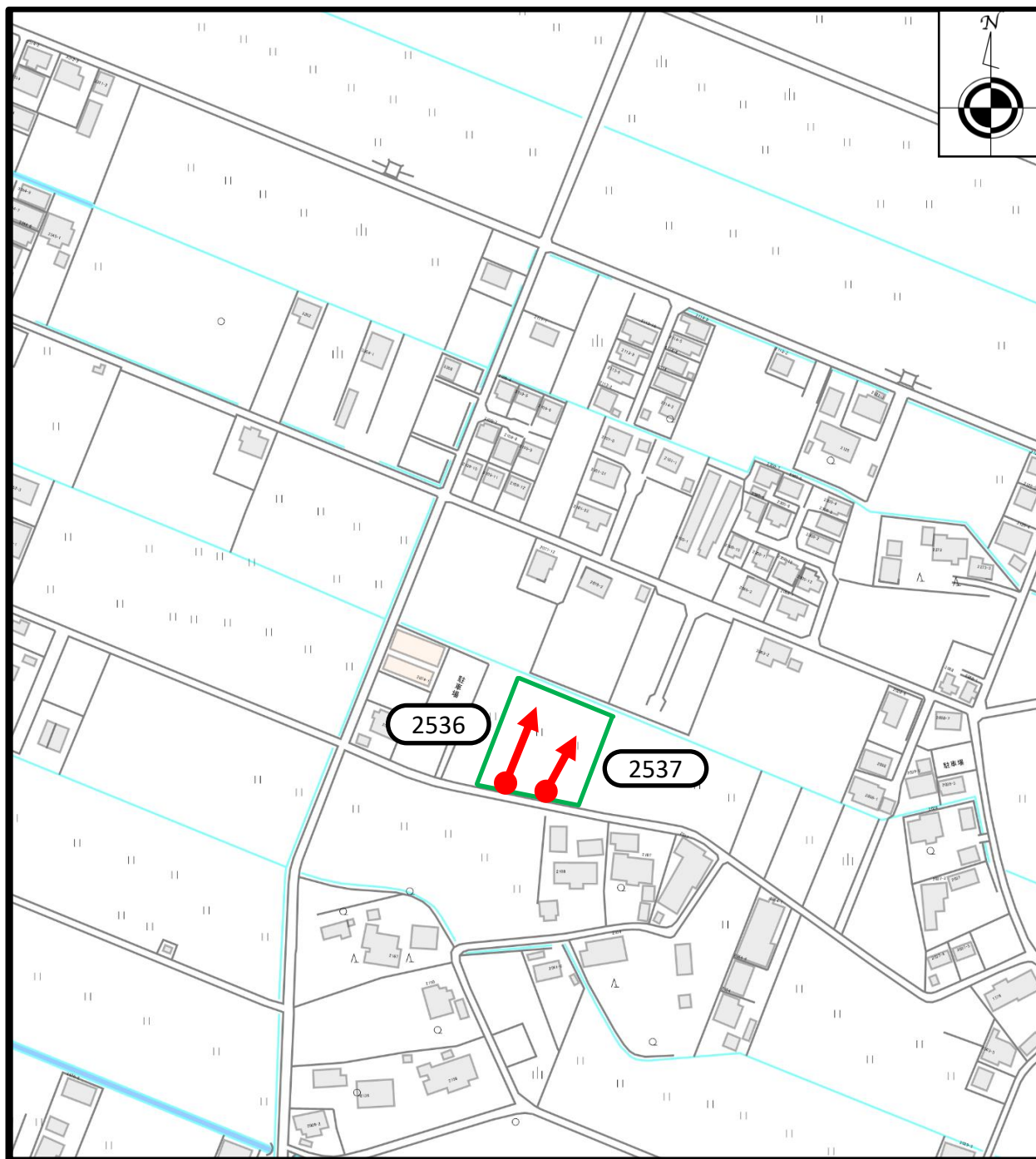


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
5	2535	41.9	5.0	11.4

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

6・7. 市道2536・2537号線

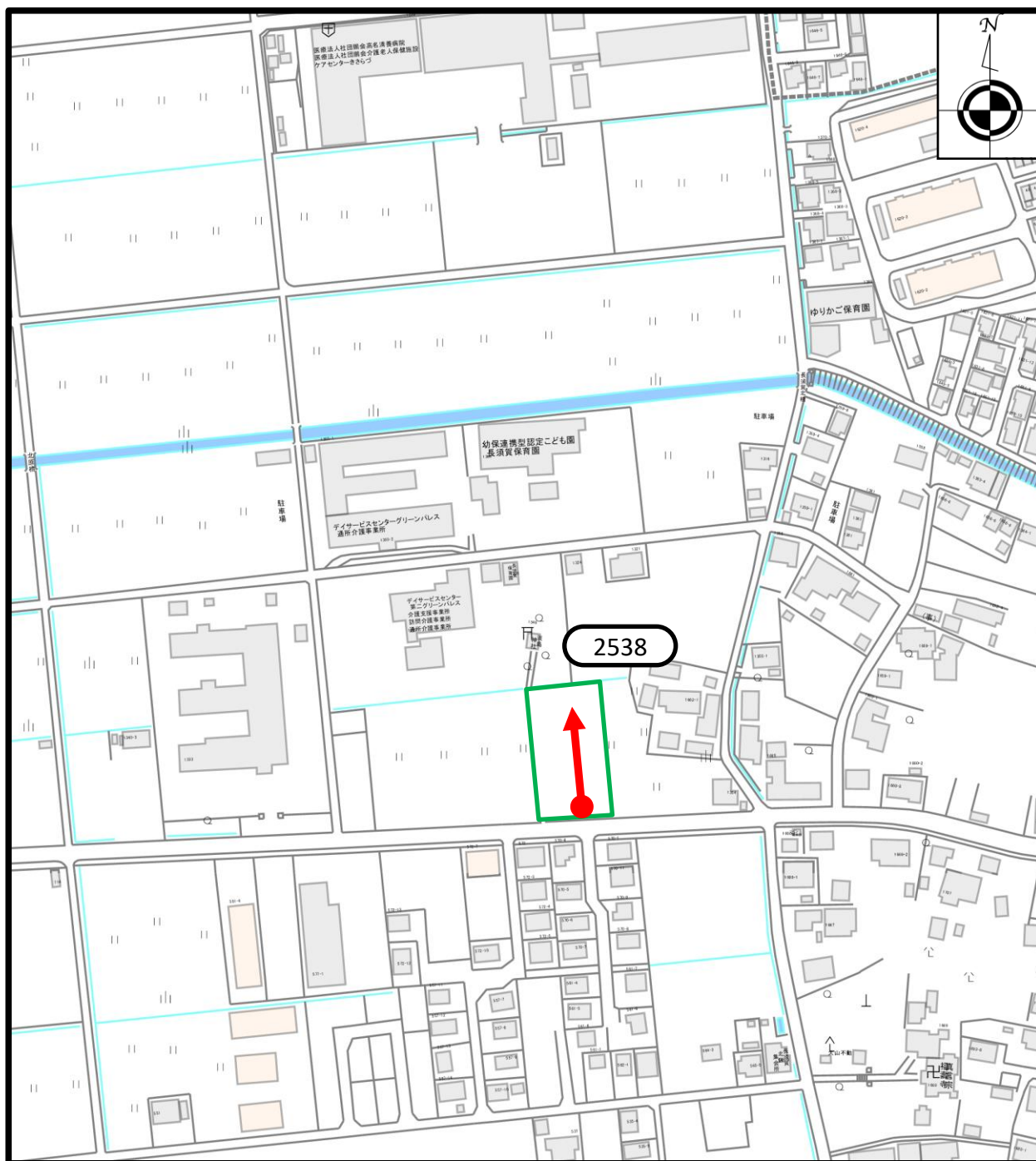


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
6	2536	40.9	5.5	9.9
7	2537	32.7	5.5	9.9

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

8. 市道2538号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
8	2538	52.1	6.0	10.2

(単位:メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域